

(ご参考：6/29) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・毎月 11 日は[日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#) です

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 6/29 州知事 6月30日からの経済再開を宣言

インズリー州知事は本日 (29 日)、30 日からの経済再開を前に声明を[発表](#)。30 日午前 0:01 より、一部の大規模な屋内イベント (屋内の閉鎖スペースでの 10,000 以上の参加者からなるイベント) での例外を除き、全ての業種において、パンデミック前と同様の収容人数での運用が可能となる。

インズリー州知事は、ワシントン州で米国初の感染症例が確認されて以降 15 ヶ月間の州民の努力と忍耐により、州の経済と文化の中心地を安全に完全に再開できるようになったとしてこれを賞賛する一方で、この成功を維持するために、引き続きワクチン接種を推奨し、まだ受けていない人々へ接種を呼びかけた。

<再開ガイドライン（概要）>

- ・ワクチンの接種確認／陰性検査：引き続き推奨されるが、大規模な屋内・屋外双方のイベントにおいて、確認は必須とはされない。
- ・収容人数の制限：レストラン、バー、店舗、企業、劇場などの収容人数の制限は解除される（1万人以上の大規模な屋内イベントを除く）。
- ・物理的な距離の確保：要件とされない。
- ・フェイスカバー：個別の事業で求められない限り、ワクチン接種を完了した者には必要とされない。
- ・旅行者：米国疾病予防管理センター（CDC）の推奨事項に従うこと。

注）一部の例外として、学校や保育所では、フェイスカバーや物理的な距離の確保が要件とされる。

今回の発表に合わせて、州労働産業局の発行する雇用場所におけるガイドラインも改定され、ワクチン接種を完了した労働者がフェイスカバーなしで業務を行うための方法、労働者のワクチン接種状況を確認する方法、労働者がフェイスカバーを着用し続けなければならない場合の方法、及び職場での新型コロナウイルスの蔓延を防ぎ、雇用者を支援するためのその他のガイドラインについて説明している。

引き続きよろしくお願いたします。

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107